

魚津水族館サポーター事業に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、魚津水族館サポーター事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 魚津水族館サポーター（以下「サポーター」という。） 魚津水族館をプラットフォームにして、より自由に利用できる親しみのある水族館をつくることを目的に結成し、魚津水族館の各プログラム以外でも自発的にやってみたいことを提案し、それぞれの思いや関わり方で水族館活動を支える者をいう。
- (2) うおづ水辺の調査隊 サポーターに登録した小中学生及びその保護者で、野外調査や研究発表をする者をいう。

(登録期間)

第3条 登録期間は申請日から当該年度3月31日までとする。

(対象)

第4条 対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 小学生以上（小中学生は保護者と共に登録すること。）
- (2) 魚津水族館の活動趣旨に賛同できる者
- (3) 無償で活動できる者
- (4) 魚津水族館年間パスポートを持っている者（魚津市内小中学生は不要。）
- (5) 自主的で活発に参加できる者

(参加費)

第5条 うおづ水辺の調査隊の参加費は、1年度間につき1世帯500円とする。

(登録)

第6条 サポーターになろうとする者は、魚津水族館サポーター登録申請書（様式第1号）に魚津水族館年間パスポートの写しを添えて、魚津水族館に提出するものとする。

(登録抹消)

第7条 魚津水族館は、登録期間中であっても、サポーターとしての適格性を欠く者及びサポーターとしてふさわしくない行動があった者は、登録を抹消することができる。また、本人から申し出があったときは、登録を抹消することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、魚津水族館が別に定める。

附 則（令和3年3月31日付け水族第334号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。